

○大府市制 55 周年記念の名称等の使用に関する取扱 要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大府市制 55 周年記念の名称及び別図に定める大府市制 55 周年ロゴマーク（以下「名称等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認基準)

第 2 条 名称等の使用は、大府市制 55 周年記念事業基本構想に掲げる基本方針に沿った事業又は大府市制 55 周年の広報・宣伝に寄与する事業に対し、承認するものとする。

(使用の承認申請)

第 3 条 名称等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ大府市制 55 周年記念名称等使用承認申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人が使用する場合
- (2) 市が財政的支援を行う法人等であって市長が認める者が使用する場合
- (3) 市が参画する実行委員会等が使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第 2 条に規定する基準に合致すると認めたときは、使用を承認し、申請者に対し、大府市制 55 周年記念名称等使用承認通知書（第 2 号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する等、社会的に非難を受けるものであると認める場合
- (2) 特定の宗教又は政治団体について宣伝し、支持し、又は反対するものであると認める場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有するものであると認める場合
- (4) 代表者、役員等の責任体制が明確でないと認める場合
- (5) その他市長が不適当と認める場合

3 市長は、第 1 項の規定による使用の承認に、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 5 条 名称等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第 6 条 名称等の使用を承認する期間は、当該承認をした日から令和 8 年 3 月 31 日までの間とする。

(遵守事項)

第7条 名称等の使用の承認を受けた者（第3条ただし書の規定により使用の承認を受けない者を含む。以下「使用者」という。）は、名称等の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等に従って使用すること。
- (3) 名称等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

（変更の承認等）

第8条 第4条の規定により使用の承認を受けた者は、当該事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 事業の内容の変更に係る手続については、第3条及び第4条の規定を準用する。
- 3 第4条の規定により使用の承認を受けた者は、当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（使用状況の調査及び報告）

第9条 市長は、使用者に名称等の使用状況等について報告させ、又は実地の調査をすることができる。

- 2 使用者は、名称等の使用状況等について、市長から調査及び報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（使用の承認の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反するおそれがある場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- (3) その他市長が不適当と認める場合

- 2 前項の規定により承認を取り消され、又は中止を命じられた者は、当該承認の取消し又は中止の命令の日以後、名称等を使用してはならない。

- 3 第1項の規定による取消し又は中止によって生じた損害について、市は、その責を負わない。

（責任の制限）

第11条 使用者が、名称等の使用によって自己が受け、又は第三者に与えた損害又は損失について、市は、その責を負わない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、名称等の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第 1 条関係）



第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

大 府 市 長 殿

申請者 住所
氏名

大府市制 5 5 周年記念名称等使用承認申請書

次のとおり大府市制 5 5 周年記念の名称等の使用の承認を受けたいので申請します。

なお、使用に当たっては、大府市制 5 5 周年記念の名称等の使用に関する取扱要綱を遵守します。

事 業 名	
事業の内容	
主 催 者	
開 催 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
会 場	
参加費等	1. 無 料 2. 有 料 大人 円 予定人員 人 小人 円 その他 ()
名称等使用 の 内 容	☐ 「大府市制 5 5 周年記念」の名称の使用 ☐ 大府市制 5 5 周年ロゴマークの使用
そ の 他	・ 参考資料 [] ・ 他の協賛、後援者等 []
連 絡 先	担当者 住所 氏名 電話

※事業計画書、収支予算計画書、規約、会員名簿、講師の略歴（講演会の場合）を添付してください。

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

大 府 市 長

大府市制 5 5 周年記念名称等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました大府市制 5 5 周年記念の名称等の使用
について、次のとおり許可します。

事 業 名	
主 催 者	
開 催 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
会 場	
名 称 等 使 用 の 内 容	
備 考	

【許可の条件】

- (1) 承認後、申請時の内容等に変更がある場合は、事前の承認が必要であり、また、事業を中止しようとする場合は、届出が必要です。
- (2) 開催要領、ポスター、ちらし、その他関係印刷物等の完成物件を速やかに提出してください。